

# 国民年金保険料の納付は

## 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

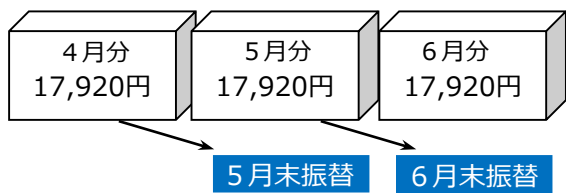
\* 保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和8年度のものです。

### 早割は月60円（年間720円）お得！

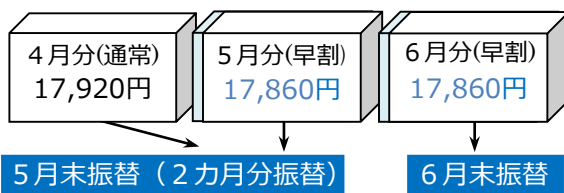
国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。なお、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

[例：5月分から早割適用の場合]

#### ● 通常の口座振替(翌月末振替)



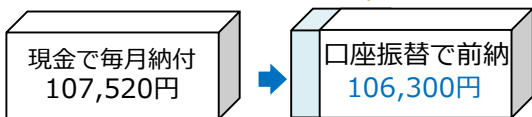
#### ● 早割(当月末振替) 各月60円割引



\* 早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(60円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(60円割引)の1カ月分となります。

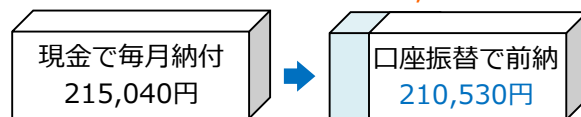
### 6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

#### ● 6カ月前納



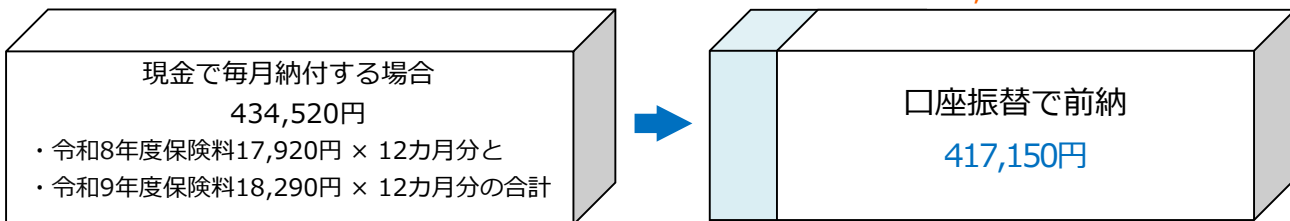
\* 6カ月分(上期：4月～9月分、下期：10月～翌年3月分)の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替します。

#### ● 1年前納



\* 1年分(4月～翌年3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替します。

#### ● 2年前納、2年前納(4月開始)



\* 2年分(4月～翌々年3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替します。

### 裏面をご覧ください

前納(「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」)を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なります。

裏面の「前納における初回振替について」をご確認ください。

# 前納における初回振替について

初回振替の際は、「初回振替時の振替対象期間」の保険料を一括振替します。

(※1、※2の場合を除く)

- ※1 「6カ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6カ月前納を開始します。
- ※2 「2年前納(4月開始)」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

初回振替日	初回振替時の振替対象期間			
	6カ月前納	1年前納	2年前納	2年前納(4月開始)
4月末日	4月分～9月分 (6カ月分)	4月分～翌年3月分 (12カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)	4月分～翌々々年3月分 (24カ月分)
5月末日	4月分 (1カ月分) [割引なし]	5月分～翌年3月分 (11カ月分)	5月分～翌々年3月分 (23カ月分)	4月分 (1カ月分) [割引なし]
6月末日	5月分 (1カ月分) [割引なし]	6月分～翌年3月分 (10カ月分)	6月分～翌々年3月分 (22カ月分)	5月分 (1カ月分) [割引なし]
7月末日	6月分 (1カ月分) [割引なし]	7月分～翌年3月分 (9カ月分)	7月分～翌々年3月分 (21カ月分)	6月分 (1カ月分) [割引なし]
8月末日	7月分 (1カ月分) [割引なし]	8月分～翌年3月分 (8カ月分)	8月分～翌々年3月分 (20カ月分)	7月分 (1カ月分) [割引なし]
9月末日	8月分 (1カ月分) [割引なし]	9月分～翌年3月分 (7カ月分)	9月分～翌々年3月分 (19カ月分)	8月分 (1カ月分) [割引なし]
10月末日	10月分～翌年3月分 (6カ月分)	10月分～翌々年3月分 (6カ月分)	10月分～翌々々年3月分 (18カ月分)	9月分 (1カ月分) [割引なし]
11月末日	11月分～翌年3月分 (5カ月分)	11月分～翌々年3月分 (5カ月分)	11月分～翌々々年3月分 (17カ月分)	10月分 (1カ月分) [割引なし]
12月末日	12月分～翌年3月分 (4カ月分)	12月分～翌々年3月分 (4カ月分)	12月分～翌々々年3月分 (16カ月分)	11月分 (1カ月分) [割引なし]
1月末日	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～翌年3月分 (15カ月分)	12月分 (1カ月分) [割引なし]
2月末日	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～翌年3月分 (14カ月分)	1月分 (1カ月分) [割引なし]
3月末日	3月分 (1カ月分)	3月分 (1カ月分)	3月分～翌年3月分 (13カ月分)	2月分 (1カ月分) [割引なし]

## 申し込み方法

### ●オンラインでの申し込み

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、ねんきんネット上で口座振替の申し込みが可能です。利用可能な金融機関や申し込み方法など、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

手続き及び申請方法はこちらから

マイナポータル  検索

<https://myrna.go.jp>



### ●郵送、窓口での申し込み

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼還付金振込方法(変更)申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を希望する金融機関の窓口にご提出ください。

### 留意点

- \*前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されません。
- \*年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。  
(例: 8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
- \*「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」を選択した場合は前納分の初回振替の際に、また当月末振替(早割)を選択した場合は初回振替の際にそれぞれ前月分の保険料を同時に振り替えます。(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)
- \*振替日となる末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。
- \*一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納(「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」)及び「当月末振替(早割)」は利用できないため、「翌月末振替」となります。

「口座振替」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

